

令和 7 年度水田水管理低コスト化事業補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日付け農計第 7 号

(趣旨)

第 1 条 県は、令和 7 年度水田水管理低コスト化事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け農計第 7 号）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 関振第 2069 号農林事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林事務次官依命通知）に基づき、水田水管理低コスト化事業を実施する農業者団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助対象事業、補助対象経費、補助事業者及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を所轄する農林事務所長（以下、「所長」）に提出しなければならない。

2 補助申請者は、1 の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第 4 条 規則第 7 条の規定により所長が補助申請者に対して行う通知は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 所長は、交付決定の通知を行った場合は、速やかに農林水産部長に対し、前項にて補助申請者に通知した補助金交付決定通知書の写しを提出するものとする。

(申請の取り下げ期間)

第 5 条 規則第 8 条の所長が定める期日は、補助申請者が第 4 条に規定する交付決定の通知を受けた日から起算して 7 日以内とする。ただし、所長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(着手届)

第6条 補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、工事に着手したときは、工事着手届（様式第3号）を速やかに所長に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の20パーセントを超える増減や事業主体の変更以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 所長は、前項の規定により提出された変更承認申請書の内容を審査し、適当と認められたときは、補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により所長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかに書面により所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第9条 所長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第6号）を所長に提出するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金交付決定を受けた年度（以下「当該年度」という。）の各四半期（第4・四半期は除く）の末日現在における当該事業の遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月14日までに所長に提出しなければならない。

(事業完了延期の届)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、事業完了延期報告書（様式第8号）により速やかに知事へ報告して承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は、令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第 9 号)を所長に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に概算払精算書及び概算払精算内訳書(茨城県財務規則第 274 条の規定に基づく帳票の様式(平成 5 年茨城県告示第 404 号)様式第 102 号、103 号)を併せて提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出する場合において、第 3 条第 2 項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、第 3 条第 2 項ただし書きに規定する補助事業者に係る部分における消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第 10 号)により所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(検査及び補助額の確定)

第 13 条 所長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに確認検査(内容の審査及び現地調査)を行い、規則第 14 条の規定により補助金の額の確定通知は、補助金額確定通知書(様式第 11 号)により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する知事の指定するものは、機械及び重要な器具並びに同項第 3 号に規定する知事の定める 1 件の所得金額 50 万円以上のものとする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

(証拠書類の保存)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

附則

この要項は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

補助対象事業	補助対象経費	補助事業者	補助率
1 電力量削減事業	農地耕作条件改善事業地域内集積型の実施要件を満たした土地改良区の受益地において、用水ポンプの運転経費削減に取り組むために、高度な水管理が行える水田センサーや自動給水栓の設置補助。 ○水田センサー、自動給水栓に係る経費 ・水田センサー（購入費） ・自動給水栓（購入費及び設置費） ○その他、所長が特に必要と認めたものに係る経費	土地改良区等	補助対象経費の10/10とする。 内訳 国費：5/10 県費：5/10 但し1地区当たりの補助対象経費は2,000千円を下限とする。
2 所得向上事業	農地耕作条件改善事業地域内集積型の実施要件を満たした土地改良区の受益地において、高度な水管理により削減された水管理時間を使い、新たな作付、規模拡大等に取り組むための水田センサーや自動給水栓の設置補助。 ○水田センサー、自動給水栓に係る経費 ・水田センサー（購入費） ・自動給水栓（購入費及び設置費） ○その他、所長が特に必要と認めたものに係る経費	土地改良区等	補助対象経費の10/10とする。 内訳 国費：5/10 県費：5/10 但し1地区当たりの補助対象経費は2,000千円を下限とする。